

## 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「**保険料免除制度**」や「**納付猶予制度**」などがあります。

保険料の免除や猶予を受けず、保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族年金が受けられない場合があります。

- 申請するところ 石巻年金事務所または役場町民税務課
- 免除受付開始 令和2年度分の受け付けは7月1日(水)から
- ・持参するもの 申請者の印鑑

### 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人の国民年金保険料免除等の申請について

令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な方法により、国民年金保険料免除の手続きが可能になりました。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に学生納付特例申請が可能となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。詳しくは、年金機構コールセンターまたは年金事務所へご連絡ください。

〈次回の年金相談会〉 【日時】 7月8日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】 南三陸町役場 1階相談室

※年金相談は石巻年金事務所へ事前予約が必要です。

☎年金機構コールセンター(ねんきん加入者ダイヤル) ☎0570-003-004  
石巻年金事務所 ☎0225-22-5115

## 事業者の皆さまへ

# 新型コロナウイルス感染症支援

### ①南三陸町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請受付開始!

宮城県の要請や協力依頼に基づき、4月25日から5月6日までの間、施設の停止や営業時間の短縮に全面的に協力された中小事業者を対象に協力金を支給します。

**支給額** 1事業者当たり **30万円**

**申請書類**

- ①支給申請書
- ②協力要請期間前の営業実態が確認できる書類（営業の許認可証 [必須]、確定申告書、帳簿など）の写し
- ③協力要請期間における休業または営業時間もしくは酒類提供時間の短縮が確認できる書類（休業または時間短縮を告知するチラシ・ポスターなど）の写し
- ④誓約書
- ⑤本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）の写し
- ⑥通帳（振込先口座と口座名義が分かるもの）の写し

※①、④の様式は、町のホームページからダウンロードできるほか、役場本庁舎や支所に備え付けています。

**申請方法** 窓口の混雑を避けるため、できる限り郵送でお願いします。  
直接持参する場合は、商工観光課にお越しください。

☎商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

### ②「持続化給付金」の申請受付中!

5月1日から持続化給付金の申請受付が開始されています。申請は、持続化給付金の事務局ホームページからで、原則、電子申請となっています。

**持続化給付金とは?** 新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

**給付額** 法人は **200万円**、個人事業者は **100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

漁業者や農業者も対象!

**給付対象の主な要件** ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、一月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。  
※2019年に創業した人や売上が一定期間に偏在している人などには特例があります。  
※一度給付を受けた人は、再度給付申請をすることができません。

### 持続化給付金 申請サポート会場

電子申請を行うことが困難な人のため申請サポート会場が開設されます。

なお、会場の利用には事前「来訪予約」が必要です。インターネットからの予約、または電話で予約してください。電話予約時には次の「会場番号」の入力が必要となります。

開設場所：石巻商工会議所1階 [会場番号：0404]  
気仙沼海の市 2階 [会場番号：0407]

■インターネット予約…[持続化給付金 申請サポート会場](#) 検索

■電話予約…☎0120-835-130 (自動ガイダンス 24時間対応)  
☎0570-077-866 (オペレーター対応 午前9時～午後6時)

☎商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

### 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。

ここから給付金の申請ができるとのメールが届き、聞いた個人情報の入力を求められた

経済産業省の名をかたり、国からの給付が受けられるとの連絡があった

もしかして詐欺? 不安になったら

最寄りの警察署か #9110 まで

## 児童手当・特例給付 現況届の提出を忘れずをお願いします!

現在受給している児童手当・特例給付を引き続き受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと、6月分以降の手当を受給できなくなります。

対象者には個別に通知しておりますので、通知の内容をご確認うえ、必ずご提出ください。

**必要なもの** ①児童手当・特例給付現況届(事前に郵送します)

②健康保険証の写し(受給者のもの)

※この他にも書類が必要となる場合がございますので、通知書にてご確認をお願いいたします。

### 受付方法

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、令和2年度は固定会場での集中受付は行いません。現況届の提出にあたっては、郵送もしくは窓口持参により、期限内に提出いただくようお願いします。

**児童手当現況届提出期限** 6月30日(火) ☎保健福祉課子育て支援係 ☎46-1402

## 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」(第11回特別弔慰金)の支給について受付を開始します。

■請求期限 令和5年3月31日

■請求窓口 総合ケアセンター南三陸 保健福祉課

■内容 戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。(額面25万円、5年償還の記名国債)  
なお新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今回の受付は事前予約制にて行います。申請を希望する人は事前に電話で、日時や持参書類などご確認ください。  
※直接来庁されても後日に日程調整となることがあります。

☎保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601